

## ◆◆◆ 国民年金

## 20歳になるあなたに

国民年金は、老後の暮らしをはじめ、事故などで障害を負ったときや一家の働き手が亡くなったときに、みんなで暮らしを支え合うという考え方で作られた仕組みです。

20歳以上60歳未満の日本国内にお住まいの方は、一部の方(※)を除き、国民年金に加入することになっています。また国民年金に加入すると、毎月保険料を納めなくてはなりません。収入がないなどの理由で今すぐ保険料を納めることが難しいときは、納付免除・猶予制度や学生納付特例制度があります。

手続きは、住民票を置いている市町村役場で行ってください。

※厚生年金保険加入者や共済組合加入者、前記の者に扶養されている配偶者

問 住民課 (吉備庁舎)

## ◆◆◆ 国保

## 交通事故で役場へ届け出？

〜義務です 届け出 第三者行為〜

国民健康保険にご加入の皆さまや福祉医療をご利用している皆さまは、交通事故など、第三者の行為によつてけがなどをした場合、役場への届け出が必要になります。

## ● 第三者行為とは

第三者(自分以外の人)の行為が原因で治療を受けることになった場合を指します。

※例/交通事故(自転車事故を含む)でけがをしたとき、暴行行為などで他者にけがをさせられたときなど

## ● なぜ届け出が必要なの？

第三者行為によりけがをしたときの治療費は本来、相手方が過失割合に応じて負担すべきものです。しかし、すぐに治療費を払ってもらえない場合などに被害者救済の観点から、届け出を頂くことで健康保険が立て替えられるようになっていきます。

またこの届け出により、健康保険から相手方(または損害保険会社など)に対し、健康保険が立て替えた治療費を請求することが可能になります。

医療費の適正化にもつながるのでご協力ください。

## ● 届け出に必要なもの

・被保険者証

・印鑑

・来庁者の本人確認書類(免許証など)

・交通事故証明書(交通事故の場合のみ)

※届け出後、傷病届済証明書を発行します。

※自損事故などは第三者行為ではありませんが、そのことを確認する届け出が必要な場合があります。

## ● 注意事項

既に加害者から治療費を受け取っている(示談が成立している)場合や、仕事中や通勤中のけが(労働災害保険の対象)、また自身の飲酒運転や無免許運転などによる法令違反の事故では、保険証が使えない場合があります。

## ● 福祉医療を受給されている方へ

福祉医療とは、乳幼児医療・子ども医療・重度心身障害児(者)医療・ひとり親医療・老人医療です。

福祉医療受給者証をお持ちの方は、健康保険とは別に役場への届け出が必要になります。

※国民健康保険の方は一緒に届け出が可能です。

※詳しくはお問い合わせください。

問 住民課 (吉備庁舎)

## ◆◆◆ 事業者

## 令和2・3年度

入札参加資格登録の受け付け開始

令和2・3年度(2020・2021年度)の2年間有効となる有田川町入札参加資格登録申請の受け付けを行います。登録を希望する方は、申請要領に従って提出してください。

なお、現在登録中の場合も、令和2年(2020年)3月までが有効期間となります。引き続き登録を希望される場合は、申請が必要です。

● 提出期間/1月6日(月)〜2月28日(金)

※郵送可

※期間後も随時受け付けるが、期間内に提出いただいた方を優先するため、登録が完了するまで日数を要します。

● 提出先/財務課(吉備庁舎)

● 申請書類/財務課および清水行政局総務政策室で配布します。また町ホームページからもダウンロードできます。

● 有効期間/4月1日〜令和4年(2022年)3月31日

問 財務課 (吉備庁舎)